

令和 8 年度気候変動対策実践モデル事業の募集について

近年の高温や渇水をはじめとした気候変動対策として、効果が期待できる技術や機械等の導入にモデル的に取り組み、その成果を産地全体へ波及させる取組に要する経費を支援します。

1 事業内容

■対象品目

水稻、豆類、野菜、花き、果樹、茶

■補助対象及び補助率等

①、②両方の取組が必須です。

補助対象経費	補助率等
①気候変動対策として効果が期待できる技術や機械等の導入に要する経費 ▪ 機械・設備費 ▪ 資材費 ▪ その他必要な経費 ※実証にあたり、追加で必要な分のみが対象です。 通常の栽培で使用する分は対象になりません。	①のうち、 ▪ 機械・設備費 ▪ 資材費（繰り返し使用できるもの） ex.) ハウスのビニールやネット、支柱等 事業費（税抜）×1/2 【補助上限額250万円】
②現地見学会及び取組報告に要する経費 ▪ 印刷製本費 ▪ 消耗品費 ▪ 会場借料 ▪ 旅費等 ▪ その他必要な経費	①のうち、 ▪ 資材費（1作で使い切るもの） ex.) マルチ、新品種の種苗、肥料、農薬等 ▪ その他必要な経費 ②の経費 定額（税抜） 【補助上限額50万円】

※計画作成や事業実施に当たり、お困りの場合は、農業改良普及センターへご相談ください。

■補助対象事業者

- (1) 3戸以上の農業者で構成する団体
- (2) 農業協同組合

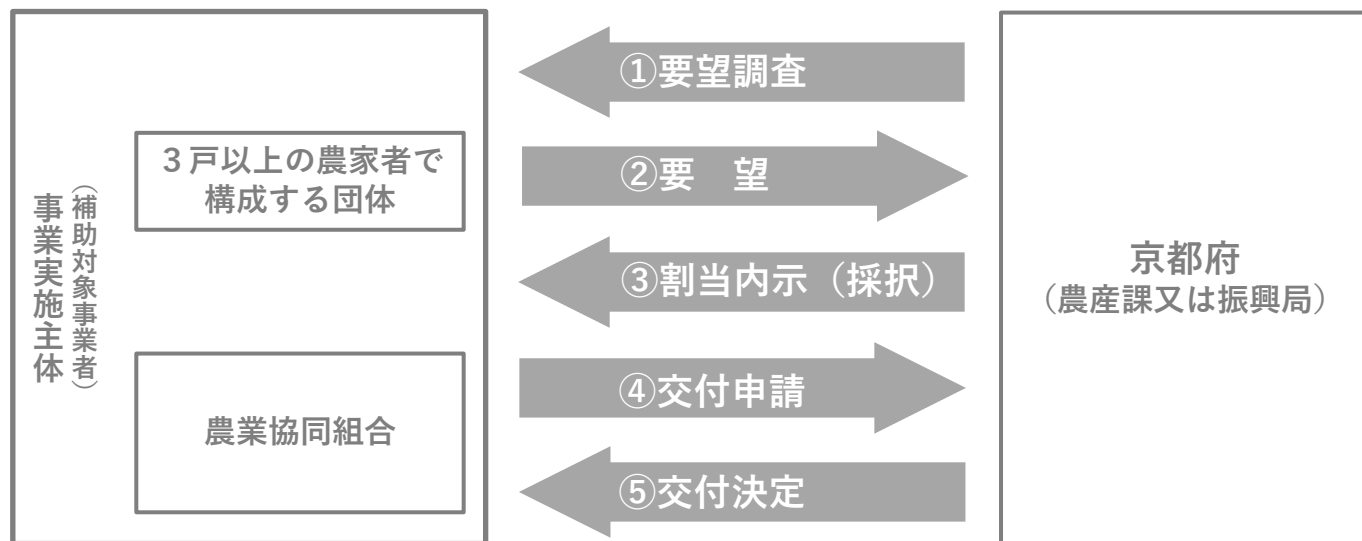
■補助要件

- (1) 事業実施年度中に現地見学会を開催（1回以上）すること。
- (2) 令和9年2月末日までに完了する取組であること。
- (3) 導入効果の検証が可能な事業計画であること（対照区の設置、過去データとの比較等）。

2 事業の流れ

- ① 京都府（振興局又は農産課）から市町村を通じて要望調査を実施。（2月）
- ② 補助対象事業者は、京都府へ事業計画書案（要望）を提出。
- ③ 京都府は提出された事業計画書案（要望）を審査し、割当内示（採択）を行う。（3月）
- ④ 割当内示を受けた補助対象事業者は、交付申請書と事業計画書を京都府へ提出。
- ⑤ 京都府から補助対象事業者へ交付決定。（4月予定）

※補助対象経費は交付決定に係る年度の4月1日以降に発注・購入したものが補助対象となります。



3 申請期日

令和8年2月27日（金）京都府農林水産部農産課又は広域振興局必着

事業に関する お問合せ	京都府 農林水産部農産課京野菜振興係 : 075-414-4953 山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課農業・宇治茶振興係 : 0774-21-2392 南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課農畜産振興係 : 0771-22-0371 中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課農業振興係 : 0773-62-2743 丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課農業振興係 : 0772-62-4305
実践する 技術等に 関する ご相談	京都乙訓農業改良普及センター : 075-315-2906 山城北農業改良普及センター : 0774-62-8686 山城南農業改良普及センター : 0774-72-0237 南丹農業改良普及センター : 0771-62-0665 中丹東農業改良普及センター : 0773-42-2255 中丹西農業改良普及センター : 0773-22-4901 丹後農業改良普及センター : 0772-62-4308